

**手形が下請代金の支払手段として用いられる場合の
指導基準の変更について**

**令和6年2月
公正取引委員会**

「指導基準」に関するこれまでの経緯①

● 指導基準の策定（1966年3月）

公正取引委員会及び中小企業庁は、1966年3月以降、業界の商慣習、親事業者と下請事業者との取引関係、その時の金融情勢等を総合的に勘案して、繊維業は90日、その他の業種は120日をほぼ妥当と認められる手形期間として、これを超える長期の手形を割引困難手形として指導してきた。

● 未来志向型の取引慣行に向けて（2016年9月）

重点課題の1つに「支払条件の改善」を位置づけ、業種別の下請ガイドラインや自主行動計画等を通じ、手形等（※）の支払期間の短縮を推進。

（※）電子記録債権（例：でんさい）、一括決済方式（例：ファクタリング、売掛債権の譲渡）も含む

● 中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ（2021年1月）

下請代金の支払いの更なる適正化を図るため、2024年を目途に以下の徹底を図る。

◆ 手形サイトを60日に改善する。

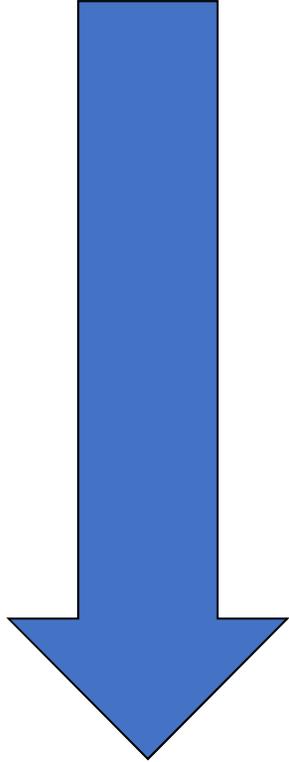
◆ 割引料の親事業者による負担を進める。

また、上記の進捗を踏まえながら、以下の実現に向けた検討を進める。

◆ 割引率やファクタリングの手数料の低減を図る。

◆ 約束手形の利用の廃止を進める。

「指導基準」に関するこれまでの経緯②



● 「手形通達」(関係事業者団体に対する要請)の見直し(2021年3月)

親事業者による下請代金の支払については、以下によるものとする。

1. 下請代金の支払は、できる限り現金によるものとする。
2. 手形等により下請代金を支払う場合には、当該手形等の現金化にかかる割引料等のコストについて、下請事業者の負担とすることのないよう、これを勘案した下請代金の額を親事業者と下請事業者で十分協議して決定すること。(以下、略)
3. 下請代金の支払に係る手形等のサイトについては、60日以内とすること。
4. 前記1から3までの要請内容については、新型コロナウイルス感染症による現下の経済状況を踏まえつつ、おおむね3年以内を目途として、可能な限り速やかに実施すること。

● 手形通達の見直しに伴い、今後、おおむね3年以内(2024年内)を目途に

指導基準を60日とすることを前提として見直しの検討を行うこととすることを公表。

「指導基準」に関するこれまでの経緯③

指導基準の見直しの検討

- **成長戦略実行計画（2021年6月 閣議決定）**

「本年夏を目途に、産業界及び金融界による自主行動計画の策定を求めることで、5年後の約束手形の利用の廃止に向けた取組を促進する。まずは、下請代金の支払に係る約束手形の支払サイトについて60日以内への短縮化を推進する。」

- **サイトが60日を超える手形等により下請代金を支払っていた親事業者に対する要請（中小企業庁・公正取引委員会、2022年2月、2023年2月）**

令和3年3月31日に、公正取引委員会及び中小企業庁は、おおむね3年以内（令和6年）を目途として手形等のサイトを60日以内とするよう、要請を行っています。

また、当該要請に伴い、令和6年を目途として、サイトが60日を超える手形等を下請法の割引困難な手形等に該当するおそれがあるものとして指導の対象とすることを前提に、下請法の運用の見直しを検討することとしています。

そのため、貴社におかれましては、可能な限り速やかに手形等のサイトを60日以内としていただくようお願いいたします。

今般、業界の商慣習、金融情勢等を改めて総合的に勘案して、**指導基準を業種を問わず60日に変更。**

⇒パプコメ実施

<パブリックコメント（概要）>

- 実施時期：令和6年2月28日～3月28日
- パブコメ対象①：約束手形の指導基準（通知）を新設し、指導基準を「60日」とする旨を記載。

手形が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導基準の変更について（新設）

手形（下請代金支払遅延等防止法（昭和31年6月1日法律第120号）第4条第2項第2号の手形をいう。以下同じ。）を下請代金の支払手段として用いる場合には、下請事業者の利益を保護する観点から、昭和41年以降、業界の商慣行、金融情勢等を総合的に勘案して、ほぼ妥当と認められる手形の交付日から手形の満期までの期間（以下「手形期間」という。）の基準（以下「指導基準」という。）について、繊維業は90日、その他の業種は120日とし、親事業者がこれを超える長期の手形を交付した場合、割引困難な手形に該当するおそれがあるとして、その親事業者に対し、指導してきた。

今般、改めて業界の商慣行、金融情勢等を総合的に勘案して、指導基準について、業種を問わず60日とする。

これに伴い、令和6年11月1日以降、親事業者が下請代金の支払手段として、手形期間が60日を超える長期の手形を交付した場合、割引困難な手形に該当するおそれがあるとして、その親事業者に対し、指導されたい。

今後の予定②

- **パブコメ対象②**：約束手形の指導基準（通知）の新設に併せて、一括決済方式及び電子記録債権に係る通知の「120日以内（繊維業の場合は90日以内）」との部分を、「60日以内」に変更。

一括決済方式が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導方針について（改正）

（中略）

7 下請代金の支払期日から下請代金債権の額に相当する金銭を金融機関に支払う期日までの期間（手形の交付日から手形の満期までの期間に相当）は、~~120日以内（繊維業の場合は90日以内）~~**60日以内**とすること。

URL:<https://www.jftc.go.jp/shitauke/legislation/ikkatusisin.html>

電子記録債権が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導方針について（改正）

（中略）

下請代金の支払期日から電子記録債権の満期日（電子記録債権法第16条第1項2号に規定する支払期日をいう。）までの期間（手形の交付日から手形の満期までの期間に相当）は、~~120日以内（繊維業の場合は90日以内）~~**60日以内**とすること。

URL:<https://www.jftc.go.jp/shitauke/legislation/denshishidou.html>

<新指導基準の運用開始時期>

- 指導基準策定（令和6年4月中を予定）後、半年程度の周知期間を置き、令和6年11月1日から運用を開始する予定。

(参照条文) 下請代金支払遅延等防止法 (昭和31年法律第120号)

(下請代金の支払期日)

第二条の二

下請代金の支払期日は、親事業者が下請事業者の給付の内容について検査をするかどうかを問わず、親事業者が下請事業者の給付を受領した日 (役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした日。次項において同じ。) **から起算して、60日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない。**

2 (略)

(親事業者の遵守事項)

第四条

親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号 (役務提供委託をした場合にあつては、第一号及び第四号を除く。) に掲げる行為をしてはならない。

一 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付の受領を拒むこと。

二 **下請代金をその支払期日の経過後なお支払わないこと。**

三～七 (略)

2 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号 (役務提供委託をした場合にあつては、第一号を除く。) に掲げる行為をすることによつて、下請事業者の利益を不当に害してはならない。

一 (略)

二 **下請代金の支払につき、当該下請代金の支払期日までに一般の金融機関 (預金又は貯金の受入れ及び資金の融通を業とする者をいう。) による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付すること。**

三・四 (略)